

町民税・県民税

特別徴収に関するつづり

静岡県駿東郡長泉町

# 特別徴収事務取扱い要領

## 1 特別徴収とは？

- ・特別徴収とは、給与の支払を受ける人（従業員）に賦課された町・県民税を6月から翌年5月までの年12回に分けて、特別徴収義務者に指定された事業所が月々の給与を支払う際に徴収（天引き）し、納入する制度です。
- ・特別徴収義務者とは事業所のことを、納税義務者とは従業員のことを指します。

## 2 月割額の徴収と納入

「町民税・県民税の特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」にある各納税者の月割額（6月分から翌年5月分まで）は毎月給与を支払う際に徴収してください。徴収した月割額は、翌月の10日（10日が日曜日または祝祭日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日）までに、「特別徴収納入書」により取扱い金融機関、または「eLTAX電子納税」（5ページ記載）にて納入してください。

## 3 特別徴収税額の変更

従業員個人の所得金額や控除額の変更により、特別徴収税額が変更する場合があります。変更があった場合は「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付しますので、変更された月割額により徴収してください。

#### 4 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書について

・納税者に退職、転勤等の異動があった場合は、異動があった日の翌月10日までに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「異動届出書」）に該当事項を記入し、提出してください。

- 「異動届出書」の提出が遅れますと、納付状況が合わなくなり、督促状が発送される場合があります。また、当町の異動処理も遅れる結果、納税者（退職者・転勤者等）が一度に多額の町・県民税を納付しなければならなくなる場合もありますので、遅滞なく提出していただくようお願いいたします。
- 非課税者についても、「異動届出書」を提出してください。
- 納税者の現在の住所が1月1日現在と異なる場合は、異動後の住所も記入してください。
- 「特別徴収義務者指定番号」欄には、「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載された番号を記入してください。

##### (1) 年度の途中で従業員が退職・休職等する場合

従業員が退職・休職等により給与の支払を受けなくなり、町・県民税を特別徴収することができなくなった場合は、残りの月割額を従業員個人に納付していただくか、最後に支払われる給与や退職手当等から一括徴収していただきます。

- 残りの月割額を個人納付（普通徴収）に切り替える場合は、「異動届出書」を記入し、提出してください。
- 残りの月割額を一括徴収する場合は「異動届出書」を記入し、提出してください。

##### ※退職者の一括徴収についてのお願い

- 6月～12月までの退職の場合には、退職者本人の了解を得て未徴収税額（翌年5月分まで）を一括徴収してください。
- 1月～4月までの退職の場合には、退職者本人の希望にかかわらず、残税額（翌年5月分まで）を一括徴収して納入することが地方税法（第321条の5第2項）で義務付けられています。退職者に支払う最終の給与や退職手当等が、残税額より少ない場合を除いては、必ず一括徴収して下さるようお願いいたします。

##### (2) 従業員が転勤・転職し、引き続き特別徴収を希望する場合

転勤・転職先の事業所を経由して「異動届出書」を提出してください。

##### (3) 年度の途中で従業員が入社等した場合

入社等により、特別徴収する従業員が増えた場合には、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を記入し、提出してください。

## 5 「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」について

- ・従業員個人の所得金額や控除額の変更や「異動届出書」等による特別徴収税額の変更が生じた場合、毎月20日前後に「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を作成し、翌月月初に発送を行います。「異動届出書」の提出日によっては、翌月もしくは翌々月の通知発送となりますので、ご注意ください。
- ・給与支払報告書をeLTAXで電子提出し、電子データでの通知受取を希望された場合は、eLTAX経由で電子での通知をお送りします。受取方法を変更する場合は「特別徴収税額通知の受取方法変更届」をご提出ください。

※給与支払報告書をeLTAXで電子提出していない場合は、変更届を提出いただいた場合でも受取方法を電子データでの受取に変更することはできません。

## 6 所在地・名称等の変更がある場合

特別徴収義務者の所在地、名称等に変更が生じた場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」に所定の事項を記入し、提出してください。

## 7 退職所得等にかかる特別徴収について

退職所得等に対する町・県民税は所得税の場合と同様に、他の所得と区分して退職所得の支払われる際に、その支払者が税額を計算し納入していただくことになっています。

納入の際には、「納入済通知書」の退職所得分欄及び納入済通知書裏面の「納入申告書」に所定事項を記入の上、町・県民税の月割額を併せて、退職所得等を受ける年の1月1日現在の住所地である市町村へ翌月10日までに納入してください。

## 8 不服申立て

納税者は「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載された事項について不服がある場合、通知書を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

## <月割額の納入について>

### ○取扱い金融機関

(1) 次の金融機関の本店・支店

静岡銀行

スルガ銀行

清水銀行

静岡中央銀行

三島信用金庫

沼津信用金庫

静岡県労働金庫

富士伊豆農業協同組合

(2) ゆうちょ銀行・郵便局

**東海4県（静岡・愛知・岐阜・三重）**以外のゆうちょ銀行（郵便局）を利用する場合は、最初の納入の際に**次ページの指定通知書**の日付・店名及び局名を記入のうえ、ゆうちょ銀行（郵便局）へ提出してください。

### ○eLTAX電子納税

eLTAXを利用した電子納税とは、納税者がインターネット等を利用して、税金を電子的に納税する仕組みです。詳しくは、地方税共同機構HPをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

# 指 定 通 知 書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店各店長 殿  
郵便局長 殿

静岡県駿東郡長泉町長 池田 修  
(公 印 省 略)

## 特別徴収税額納入機関の指定について

このことについて、地方税法 第321条の5第4項の規定により、当町の町民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定したので通知します。

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1. 口座番号   | 00800-2-960841    |
| 1. 加入者の名称 | 静岡県駿東郡長泉町会計管理者    |
| 1. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター |